

愛情銀行福祉機器特別助成事業

実施要綱

◇募集期間◇

令和4年9月1日から9月30日まで

目 的

本事業は名寄市愛情銀行運営委員会が主催する「チャリティー映画会」の益金を活用し、名寄市内で福祉活動を主とする団体を対象に、その団体が活動において必要不可欠な物品等購入のための資金の一部を助成することを目的としています。

名寄市社会福祉協議会

名寄市愛情銀行運営委員会

①助成内容等

- 助成対象 申請団体が主とする活動において必要不可欠な物品等
※物品等に「名寄市愛情銀行助成」と名入れをお願いいたします。
- 対象団体 市内で福祉活動を主に行う団体
- 助成時期 10月(予定)
- 助成内容 申請団体が主とする活動において必要不可欠な物品等の購入のために既に自主財源を購入予定物品等の2/3以上保有しており当助成を受けることで物品購入することが出来る場合に不足する財源を助成します。
(上限額は20万円以内とする。)
- 助成団体数 予算の範囲内において決定します。

②募集期間

- 令和4年9月1日(木)から9月30日(金)

③申込方法

- 「別紙1 愛情銀行福祉機器特別助成事業申請書」にてお申込みいただき併せて購入予定物品の「見積書」をご提出下さい。(期日厳守)

④審査及び結果通知

- 名寄市愛情銀行運営員会で審査のうえ結果を通知いたします。

⑤事業報告書等の提出

- 助成を受けた団体は、「別紙2 愛情銀行福祉機器購入特別助成事業報告書」を助成を受けた年度から5年間提出していただきます。

⑥助成物品の返還等

- 次に該当した場合は、助成物品を返還していただきます。
 - * 虚偽の申請・その他不正な手段により助成を受けたとき。
 - * その他、助成の目的に著しく反する行為が認められたとき。
 - * やむを得ない事業により、申請事業が実施できなくなったとき。

⑦その他

- 助成を受けた団体は、名寄市社会福祉協議会及び名寄市愛情銀行運営委員会が助成事業内容に関する事項の調査及び報告を求めた場合は協力していただきます。

お問い合わせ先

社会福祉法人名寄市社会福祉協議会

名寄市西1条南12丁目1番地2 名寄市総合福祉センター内 総務係

電話01654-3-9862/FAX01654-3-9949

E-mail: info@nayoro-shakyo.jp